

調布市環境基本計画骨子（事務局案）

第1章 計画策定の背景	1
1 国内外の社会的動向	1
2 市の概況	1
3 前計画の取組の経緯	1
第2章 計画の基本事項	2
1 計画の目的と位置付け	2
2 計画期間	2
3 計画の対象	2
第3章 目指す環境像と施策体系	3
1 目指す環境像	3
2 基本目標	4
3 計画の体系	5
第4章 施策の展開	7
1 現況・課題	7
2 施策の方向	7
3 施策の内容と主な事業	7
4 指標・目標	7
第5章 重点プロジェクト	7
1 重点プロジェクトの構成	7
2 重点プロジェクトの概要	7
第6章 推進体制	7
1 推進体制	7
2 進行管理	7

今回特にご意見を伺
いたい項目

第1章 計画策定の背景

1 国内外の社会的動向

環境を取り巻く社会的動向について記載します。

- (1) 國際社会の動向
 - ア 持続可能な開発目標（SDGs）
 - イ パリ協定
 - ウ 昆明・モントリオール生物多様性枠組
- (2) 国の動向
 - ア 第六次環境基本計画
 - イ 生物多様性国家戦略
 - ウ グリーンインフラ推進戦略2023
- (3) 都の動向
 - ア 東京都環境基本計画
 - イ ゼロエミッション東京戦略
 - ウ 東京都生物多様性地域戦略
 - エ 東京グリーンビズ

2 市の概況

地勢・地形、気候、人口・世帯数、土地利用、産業、交通について記載します。

- (1) 地勢・地形
- (2) 気候
- (3) 人口・世帯数
- (4) 土地利用
- (5) 産業
- (6) 交通

3 前計画の取組の経緯

前計画期間の取組状況を記載します。

【生物多様性に係る動向】

生物多様性国家戦略

生物多様性国家戦略2023-2030は、昆明・モントリオール枠組を踏まえ、2030年ネイチャーポジティブ実現を目指す国家指針です。生物多様性損失と気候危機という二つの危機への統合対応を掲げ、30 by 30達成や生態系健全性回復を柱とする5つの基本戦略を設定しました。15の状態目標と25の行動目標では、地域・企業・市民の主体的参加を促し、自然資本の保全と循環利用、グリーンインフラ、教育、金融動員を盛り込みます。政府はKPIを通じて進捗管理し、国際連携と科学的知見に基づき施策を強化する方針です。また、外来種対策、遺伝資源の公正な利益配分、ビジネスにおけるリスク開示の義務化などを通じ、経済社会全体で生物多様性主流化を進める計画であり、地方公共団体の戦略策定支援やデータプラットフォーム整備も盛り込まれています。

ここでは例として生物多様性に係る動向を紹介

東京都生物多様性地域戦略

東京都生物多様性地域戦略（令和5（2023）年改定）とアクションプラン2024は、2050年までのネイチャーポジティブな都市像を描き、2030年目標として自然共生の実現を掲げます。3つの基本戦略、4つの行動目標、10の行動方針を設定し、都市と自然のネットワーク強化、緑地・水辺の質量確保、市民参加型保全、教育普及を推進します。最新プランでは取組を強化し、気候変動適応や生物多様性ファイナンス、デジタルモニタリングの導入を追加しました。多様な主体との協働で地域特性を活かした自然資本経営を促し、東京全域で自然回復を加速させる方針です。加えて、30 by 30や外来種対策、都市農地の生態系サービス向上も位置づけられ、自治体・企業の取組を評価・連携する枠組みを整えています。KPIを通じた成果測定とオープンデータ化で市民の理解と参画を深化させる計画です。

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的と位置付け

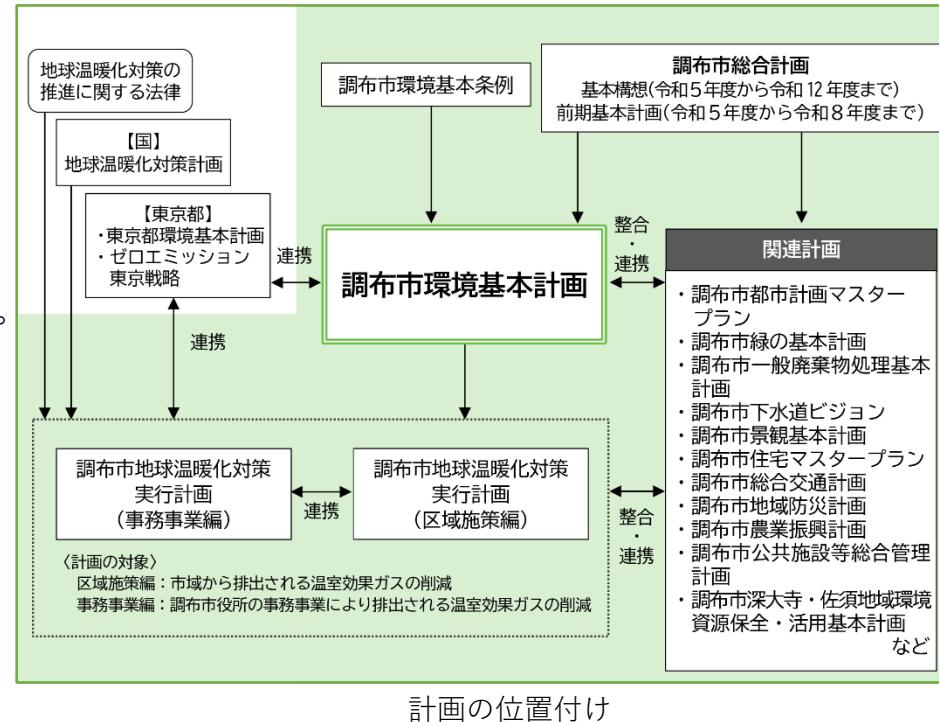
「調布市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、調布市環境基本条例第9条に基づき、策定するものであり、市の最上位計画である「調布市総合計画」のもとで、調布市の環境行政の最上位計画となるものです。

また、法令や国、東京都の諸計画を踏まえ、本計画を具体的に推進する施策と関連する個別計画とも整合・連携を図ります。

2 計画期間

令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間を計画期間とします。

中間（令和12（2030）年度）に進捗点検や必要に応じた見直しを行います。また、環境や社会情勢の変化等により必要が生じた時は適宜部分変更や付加等を行います。



計画の位置付け

3 計画の対象

本計画の対象地域は調布市全域とし、対象とする環境の分野と範囲は以下のとおりとします。

分野	環境の範囲	対象とする分野と範囲
水と緑、自然環境	緑・都市農地、自然の風景、水辺・水環境、生態系・生物多様性	
都市環境・身近な生活環境等	都市美化・マナー、大気、悪臭、水質、騒音、振動、土壤、地盤、化学物質	
脱炭素社会	地球温暖化対策	
資源循環型社会	資源物、廃棄物	
環境学習や啓発、実践活動・協働等	環境教育、環境学習、実践活動、協働	

第3章 目指す環境像と施策体系（1）

1 目指す環境像

(1) 基本理念

基本理念は、前計画の考え方を参考にしつつ、より未来を見据え、以下の通りとします。

持続可能な人間社会の存続とすべての生きものが共存する地球、地域環境を保全・回復・創出し、これを将来の世代に引き継ぐ



（前計画）持続可能な人間社会の存続とすべての生きものが共存する地球、地域環境を保全・回復・創出する

(2) 目指す環境の将来像

上記の基本理念に基づき、新たな計画の計画期間最終年度を見据えた環境の将来像を設定します。

※事務局で検討した目指す環境の将来像の案を以下に例示します。

目指す環境の将来像の候補（事務局案）	
①	命輝く快適都市ちょうふ～みんなで未来へつなぐ調布の環境～
②	水と緑がおりなす、笑顔あふれる未来都市・調布～みんなの環境行動が未来を創るまち調布～
③	つなぐ想い、はぐくむ自然。子どもたちに誇れる、環境都市・調布
④	水と緑あふれる快適なまちのバトンを未来へ。みんなで創る、やさしい調布の暮らし
⑤	水と緑と笑顔で紡ぐ、サステナブルシティ調布



（前計画）未来に続く、緑と水あふれるほっとするまち 調布
－私が守る地球、私が育む調布の自然と暮らし－

案の例示にあたり意
識したキーワード

「未来」「つないでいく」
「次世代・子ども世代」「残す」
「人間を含むあらゆる命の尊重」
「水と緑が豊か」「みんなで」
「笑顔」「輝き」

第3章 目指す環境像と施策体系（2）

2 基本目標

目指す環境の将来像を実現するため、次の5つの基本目標を設定します。

	基本目標	計画における扱い
①	いのちが息づく 水と緑のまち	調布市に残る貴重な崖線樹林地、都市農地、多摩川や野川をはじめとする水辺環境等の自然環境やそこに息づく生態系を守り・育て、多様な生きものが息づくまちを目指し、市の取組や市民、事業者との連携、行動変容等に係る施策の方向を示します。
②	快適さと美しさが調和する住みよいまち	安全・安心で快適に暮らせるまちを目指して、都市美化の推進や、大気、悪臭、水質、騒音、振動等の保全、化学物質の適正管理に係る施策の方向を示します。
③	気候危機に立ち向かい安心して暮らせるまち	前計画において一つの基本目標内に位置付けた脱炭素と循環型社会を目指すまちを個別に位置付けます。 ゼロカーボンシティ宣言に基づき、市民や事業者による環境に配慮した行動を促し、ゼロカーボンシティの実現を目指す施策の方向や、暑さや自然災害等の形で市民生活にも既に影響が及んでいる気候変動による被害を減らすための適応策に係る方向を示します。
④	資源がめぐる資源循環型のまち	前計画において一つの基本目標内に位置付けた脱炭素と循環型社会を目指すまちを個別に位置付けます。 調布市一般廃棄物処理基本計画をはじめ廃棄分野の諸計画に基づき、資源循環型まちづくりの推進を目指し、廃棄物の抑制と資源循環を徹底し、使い捨てに依存しない循環型の社会・経済システムへの移行するための施策の方向を示します。
⑤	学び合い行動し合う共創のまち	環境への取組を行政だけでなく市民、事業者、市民団体等多様な主体が担い手となって進める社会の実現を目指すための施策の方向を示します。

第3章 目指す環境像と施策体系（3）

3 計画の体系

計画の体系（案）は以下の図のとおりです。

※調布市環境基本計画策定委員会の議論を踏まえ修正を実施します。

※施策の方針に紐づく環境指標については、第4章施策の展開の議論を踏まえ、体系図に加えることとします。

【体系（案）検討に当たっての主要な考え方】

都市部の環境において、水と緑の保全、都市環境、脱炭素、資源循環、参加協働といった課題構造は不变であり、前計画からのPDCAサイクルを継続していくこととする一方で、近年の社会情勢や国・都・市の施策推進状況等を考慮する必要があることから、施策の体系の一部再編を検討することとしました。

①施策の方針に「生物多様性の保全と向上」（旧・生物多様性の保全・活用）を掲げる

現行計画でも「基本目標1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち」の施策の方針として「生物多様性の保全・活用」を掲げてきましたが、COP15における昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択、生物多様性国家戦略、生物多様性増進活動促進法の制定などを考慮。ネイチャーポジティブや30 by 30の考えを取り入れ、「保全と向上」という基本目標にしている。

②快適環境と安心な生活環境について統合した基本目標とする

市民の環境リスクに対する意識が高まっている。また、景観については、景観計画による規制誘導等に委ね、環境基本計画においては、水や緑の施策での取組として、里山風景の保全などを通じて取り組んでいく。これらのことから、現行計画の基本目標2と基本目標3を統合し、住みやすいまち（環境）をコンセプトに一つにまとめた基本目標とするとともに、施策の方針には、「きれいな空間の確保」と「環境リスクへの対応」を掲げる。

③脱炭素と資源循環をそれぞれ個別の基本目標とする

現行計画では、同一の基本目標「脱炭素で循環型の社会を目指すまち」として施策を推進していた“脱炭素（”地球温暖化対策）”と“資源循環”について、国や東京都の環境基本計画の体系も参考に、各々重要な施策と位置付け、それぞれ個別の基本目標として掲げる。

基本目標	施策の方針	備考
1 いのちが息づく 水と緑のまち	1-(1)水と緑の保全・再生 1-(2)生物多様性の保全と向上	調布市に残る貴重な崖線樹林地、農地、多摩川や野川をはじめとする水辺環境等の自然環境やそこに息づく生態系を守り、育て多様な生きものが息づくまちを目指し、市の取り組みや市民、事業者との連携、行動変容等につながる施策を体系化 ★生物多様性地域戦略の策定と戦略に基づく取組を体系化
2 快適さと美しさが調和する 住みよいまち	2-(1)きれいな空間の確保 2-(2)環境リスクへの対応	安全・安心で快適に暮らせるまちを目指して、都市美化の推進や、大気、悪臭、水質、騒音、振動等の保全、化学物質の適正管理に係る施策を体系化 ★あらたに発生する環境リスクへの対応策を体系化
3 気候危機に立ち向かい安心して暮らせるまち	3-(1)ゼロカーボンシティ実現に向けた取組の推進 3-(2)気候変動への適応	ゼロカーボンシティ宣言に基づき、市民や事業者による環境に配慮した行動を促し、ゼロカーボンシティの実現を目指す施策を体系化 併せて、暑さや自然災害等の形で市民生活にも既に影響が及んでいる気候変動による被害を減らすため、適応策を体系化
4 資源がめぐる資源循環型のまち	4-(1)資源循環型まちづくりの推進	調布市一般廃棄物処理基本計画をはじめ廃棄分野の諸計画に基づき、資源循環型まちづくりの推進を目指し、廃棄物の抑制と資源循環を徹底し、使い捨てに依存しない循環型の社会・経済システムへの移行するための施策を体系化
5 学び合い行動し合う 共創のまち	5-(1)環境教育・環境学習の推進	環境への取組を行政だけでなく市民、事業者、市民団体等多様な主体が担い手となつて進める社会の実現を目指す施策を体系化

基本目標	施策の方針	施 策	関連するSDGsの主なゴール	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	環境指標
基本目標1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち	1- (1) 緑と水の保全・再生 1- (2) 生物多様性の保全・活用	1-① 緑の保全 1-② 水循環の回復と水環境の再生 1-③ 都市農地や里山環境の維持・保全 1-④ 生物の生息空間の保全 1-⑤ 多様な自然環境の活用	    	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	●みどり率 ●公共が保全する緑の面積 ●浸透施設等の設置による雨水の浸透能力 ●生産緑地地区の年間追加指定件数 ●市民と協働で保生活動を行う崖線の箇所数 ●自然環境調査の実施回数 ●特定外来生物(植物)駆除活動における対象面積 ●自然体験学習の参加人数
基本目標2 人と環境が調和する快適で美しいまち	2- (1) 美しい街並みの形成 2- (2) 快適な空間の確保	2-① 景観形成の推進 2-② 歴史・文化環境の保全・継承 2-③ まちのうるおいの創出 2-④ 都市美化の推進	   	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	●無電柱化道路延長 ●公共が保全する緑の面積(再掲) ●調布には優れた景観があると思う市民の割合 ●花いっぱい運動の実施箇所数 ●市民一人当たりの公園面積 ●美化推進重点地区数 ●美化活動に参加した市民の数
基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち	3- (1) 公害のない環境の維持	3-① 大気汚染の防止 3-② 水質汚濁の防止 3-③ 騒音・振動の発生抑制 3-④ 化学物質等の対策の推進	   	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	●二酸化窒素の環境基準の年間未達成日数 ●浮遊粒子状物質の環境基準の年間未達成状況 ●微小粒子状物質の環境基準の年間未達成状況 ●雨水井における処理場を含む各吐口からの放流水のBOD値(平均放流水質) ●道路交差点騒音の要請限度数値の未達成地点数 ●騒音・振動に係る事業者等への法令等に基づく指導・勧告・命令件数 ●地下水の水質汚濁に係る環境基準不適合井戸数
基本目標4 脱炭素で循環型の社会を目指すまち	4- (1) 脱炭素化に向けたまちづくりの推進 4- (2) 循環型まちづくりの推進	4-① 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及 4-② 再生可能エネルギー等の利用推進 4-③ スマートシティの実現 4-④ 気候変動への適応 4-⑤ 3Rの推進によるごみの減量 4-⑥ ごみの適正処理	     	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	●市域から排出されるCO ₂ 排出量 ●市域の公共施設及び車両から排出されるCO ₂ 排出量 ●市民による太陽光発電設備の導入割合 ●市民による再生資源(資源リサイクル)の購入割合 ●公共交通機関で乗車した際に乗車券システムの公称電子出力 ●駅構内の扇風機を設置している公共交通機関の駅構内設置箇所割合 ●街路灯のLED化割合(LE D化した街路灯基数の割合) ●自転車専用空間の整備延長距離数 ●地球温暖化及び気候変動に係る情報発信 ●浸透施設等の設置による雨水の浸透能力(再掲) ●市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
基本目標5 みんなの力でより良い環境を目指すまち	5- (1) 環境教育・環境学習の推進 5- (2) 連携・協働による環境保全活動の推進	5-① 環境意識の醸成 5-② 学びと活動体験機会の充実 5-③ 活動の担い手となる人材育成と活動支援 5-④ 様々な主体と活動の環の拡大	   	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	●市報や環境年次報告書等による環境情報の提供回数 ●環境学習事業への小中学生の参加者数 ●環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数 ●活動の担い手となる人材の人数 ●環境連携事業数

第4章 施策の展開

- 1 現況・課題
- 2 施策の方向
- 3 施策の内容と主な事業
- 4 指標・目標



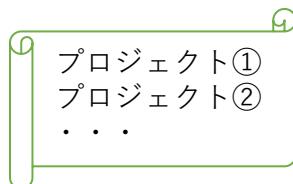
第3章における施策体系（案）に掲げる施策の方針に沿って、施策ごとに定めます。

第5章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの構成

- (1) 重点プロジェクトの考え方と選定の視点
- (2) 重点プロジェクトの構成

2 重点プロジェクトの概要



【重点プロジェクトの位置付け】

- ・市の現状や社会的要請等を踏まえ、特に重視するもの
- ・環境像実現のために全庁的な推進体制のもとで優先的に推進する施策など

【重点プロジェクトの選定の視点】

- ・各環境目標の牽引役となる
- ・市の環境に大きな効果が期待できる
- ・市の環境以外の経済面、社会面への地域課題にも副次的な効果が期待できる
- ・短期的な実施性だけでなく、中期的な発展性や水平展開の可能性がある

第6章 推進体制

1 推進体制

府内組織、市民、事業者連携・協働による推進について具体的に記述します。
あわせて、国、都、他の市区町村との連携についても記述します。

2 進行管理

府内組織での評価はもとより、環境指標ごとの取組状況を環境白書として発行しながら、市民等からの評価や意見を反映することについて記述します。